　　　○おおい町簡易水道事業等給水条例

平成１８年３月３日

条例第１６８号

改正　平成２０年９月２４日条例第２９号

平成２１年３月２４日条例第１１号

平成２４年１２月２０日条例第２７号

平成２６年２月４日条例第１号

目次

　第１章　総則（第１条―第６条）

　第２章　給水装置の工事及び費用（第７条―第１２条）

　第３章　給水（第１３条―第２２条）

　第４章　使用料、手数料及び加入金（第２３条―第２９条の２）

　第５章　管理（第３０条―第３６条）

　第６章　貯水槽水道（第３７条・第３８条）

　第６章の２　水道の布設工事及び管理（第３９条―第４１条）

　第７章　補則（第４２条）

　附則

　　　第１章　総則

　（趣旨）

第１条　この条例は、おおい町簡易水道事業及び飲料水供給施設事業（以下「簡易水道」という。）の給水について、使用料、加入金及び給水装置に要する費用の負担その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　（１）　給水　給水装置により水を供給することをいう。

（２）　給水装置　需要者の水を供給するため、町が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（３）　メーター　水の使用量を計量する機器をいう。

（給水区域）

第３条　簡易水道の区分及び給水区域は、別表第１に定めるところによる。

２　給水区域内で、配水管が布設されていないところについて給水を受けようとする者は、工事費を負担しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めたものについては、町においてその費用の全部又は一部を負担することができる。

３　町長は、給水区域内であっても、給水能力又は特殊な地形のため給水が著しく困難であると認められる場合は、給水しないことができる。

（給水等）

第４条　町長は、この条例によって給水を受ける者に対して常時、水の供給を行う。

２　町長は、非常災害その他やむを得ない事情があるとき、又はこの条例の規定による場合は、給水を制限し、又は停止することができる。

３　町長は、前項の規定により給水を制限し、又は停止したことにより損害を生じてもその責めを負わない。

（給水の制限、停止の予告）

第５条　町長は、前条第２項の規定により給水を制限し、又は停止しようとするときは、その区域及び期間をその都度予告するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

（給水装置の種類）

第６条　給水装置の種類は、次のとおりとする。

（１）　専用給水装置　１戸又は１箇所で使用するもの

（２）　共用給水装置　２戸又は２箇所以上で共用するもの

（３）　私設消火栓　消防用として使用するもの

第２章　給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第７条　給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第１６条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

２　前項の申込みに当たり、町長は、必要と認めるときは、利害関係者の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

（工事費の負担）

第８条　給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、前条第１項の承認を受けた者（以下「申込者」という。）の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用の全部又は一部を負担することができる。

（工事の施行等）

第９条　給水装置工事は、町長又は町長が法第１６条の２第１項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

２　前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に町長の工事検査を受けなければならない。

３　指定給水装置工事事業者に関する事項については、町長が別に定める。

４　給水装置工事を施行する者は、給水装置の構造及び使用材料を水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号。以下「令」という。）第５条に定める基準に適合させなければならない。

５　第１項の規定により町長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（給水管及び給水用具の指定）

第９条の２　町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

２　町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

３　第１項の規定による指定の権限は、法第１６条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第１０条　町が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

（１）　材料費

（２）　運搬費

（３）　労力費

（４）　道路復旧費

（５）　工事監督費

（６）　間接費

２　前項各号に定めるもののほか、特別な費用を必要とするときは、その費用を加算する。

３　前２項の費用の算出に関して必要な事項は、町長が別に定める。

（工事費の前納）

第１１条　町において給水装置の工事を施行する場合、申込者は、町が算出した概算工事費を当該工事の着工前に納入しなければならない。

２　町長は、前項の規定により納入された工事の費用を当該工事の竣工後に精算するものとする。

３　町長は、申込者が第１項の工事の費用を指定した期限内に納入しないときは、第７条の給水装置の工事の申込みがなかったものとみなす。ただし、期限内に納入しないことについて、特別な理由があると認めるときは、納入を猶予することができる。

（給水装置の変更工事）

第１２条　町長は、配水管の移転その他特別な理由により給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、給水装置の所有者（以下「所有者」という。）の同意がなくても当該工事を行うことができる。

第３章　給水

（給水の申込み）

第１３条　新たに給水を受けようとする者（以下「使用者」という。）は、町長に申し込み、その承認を受けなければならない。この場合において、期間を限って給水を受けようとする者は、併せてその旨を申し出なければならない。

（代理人）

第１４条　所有者が町内に居住しないとき、又は町長が必要と認めるときは、所有者は、この条例で定める事項を処理させるため、町内に居住する者１人を代理人として選任し、連署押印の上町長に届け出なければならない。

（管理人）

第１５条　次の各号のいずれかに該当する者は、管理人１人を選任し町長に届け出なければならない。

（１）　給水装置を共有する者

（２）　給水装置を共用する者

（３）　その他町長が必要と認めた者

２　町長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

（管理人の義務）

第１６条　管理人は、給水装置の管理その他水道の使用について、一切の義務を負わなければならない。

（給水装置の管理）

第１７条　使用者は、給水装置を適正に管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があるときは、直ちに町長に届け出て必要な措置を請求しなければならない。

２　前項による請求がなくても町長がその必要を認めたときは、修繕その他必要な措置を講ずることができる。

３　前２項において修繕を必要とするときは、その修繕に要した費用は、使用者の負担とする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

４　第１項の管理義務を怠ったため生じた損害は、所有者又は使用者の責任とする。

（届出義務）

第１８条　給水装置の所有者、使用者、代理人又は管理人（以下「水道使用者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

（１）　給水装置の使用を開始し、休止し、又は廃止するとき。

（２）　給水装置の使用に関する権利義務に異動があったとき。

（３）　水道使用者等の住所又は氏名に変更があったとき。

（４）　私設消火栓を消防演習のため使用するとき。

（５）　用途を変更しようとするとき。

（メーターの設置）

第１９条　給水量は、町の定めるメーターにより計量する。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

２　メーターは、給水装置に設置し、その位置は、町長が定める。

（メーターの保管）

第２０条　メーターは、町長が設置して水道使用者等に保管させる。

２　水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、メーターを管理しなければならない。

３　水道使用者等が、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

（私設消火栓の使用）

第２１条　私設消火栓は、消防又は演習のとき以外は、使用してはならない。

２　私設消火栓を消防の演習に使用するときは、町長の指定する職員が立ち会うものとする。

（検査）

第２２条　給水装置又は水質について、水道使用者等から検査の請求があったときは、町長がこれを行い、検査の結果を請求者に通知するものとする。

２　町長は、前項の検査が必要ないと認めるときは、検査を拒むことができる。

３　第１項の検査について、特別な費用を要する場合は、その実費を徴収する。

第４章　使用料、手数料及び加入金

（使用料）

第２３条　水道使用料（以下「使用料」という。）は、別表第２に定める基本料金と超過料金を合算した額に、当該額に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２９条に規定する税率を乗じて得た額（以下この項において「消費税相当額」という。）及び消費税相当額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８３に規定する税率を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、その額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

２　使用料は、毎月定例日（使用料算定の基準日としてあらかじめ町長が定めた日をいう。）にメーターの検針を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、町長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

３　月（定例日の翌日から次の定例日までの期間をいう。以下同じ。）の中途に使用を開始し、又は使用を中止したときの使用料は、次のとおりとする。

（１）　使用水量が基本水量の２分の１以下のときは、基本料金の２分の１

（２）　使用水量が基本水量の２分の１を超えるときは、１月として算定した額

４　月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い方の料率を適用する。

５　共用給水装置の使用料は、各使用者が連帯してその納付義務を負うものとする。

（水量及び用途の認定）

第２４条　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定し、又はその用途の適用を定める。

（１）　メーターに異状があったとき。

（２）　料率の異なる２種以上の用途に使用するとき。

（３）　その他使用水量が不明のとき。

（使用料の徴収）

第２５条　使用料は、毎月徴収する。ただし、町長が必要と認めた場合には、２月以上まとめて徴収することができる。

（臨時使用の水道料金の前納）

第２６条　工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、町長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、町長が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

２　前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。

（手数料）

第２７条　手数料は、別表第３のとおりとし、次の各号の区分により申込者から申込みの際これを徴収する。

（１）　町長が第９条第１項の工事の設計をするとき。

（２）　第９条第１項の指定をするとき。

（３）　第９条第２項の設計審査をするとき。

（４）　第９条第２項の工事の検査をするとき。

（５）　第３１条第２項の確認をするとき。

（加入金）

第２８条　新たに給水を受けようとする者又は改造（給水管の口径を大きくする場合に限る。）しようとする者は、別表第4に定める加入金に、当該額に消費税法第２９条に規定する税率を乗じて得た額（以下この項において「消費税相当額」という。）及び消費税相当額に地方税法第７２条の８３に規定する税率を乗じて得た額を加えた額（その額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）を申込みの際納入しなければならない。ただし、改造に係る加入金の額は、新口径に対する加入金の額と旧口径に対する加入金の額との差額とする。

２　前項の規定により納入された加入金は、特別な理由がない限り還付しない。

（使用料等の減免）

第２９条　町長は、公益上その他特別な理由があると認めたものについては、使用料、手数料及び加入金その他の費用を減額し、又は免除することができる。

（債権の放棄）

第２９条の２　町長は、民法（明治２９年法律第８９号）第１７３条の規定により消滅時効が完成し、かつ、使用料の債務者（以下「債務者」という。）が同法第１４５条の規定による時効の援用をする見込みがある使用料の債権について、当該時効の完成の日から３年を経過したときは、これを放棄することができる。

２　町長は、前項に規定のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の債権を放棄することができる。

（１）　債務者が所在不明で、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

（２）　使用料の債権の金額が少額で、回収に要する経費に満たないとき。

（３）　債務者が法人である場合に、当該法人を解散し、清算を完了したときにおいて、配当又は残余財産がないとき。

（４）　法人の債務者が事業を休止し、将来その事業を再開する見込みがなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

（５）　破産法（平成１６年法律第７５号）第２５３条又は他の法令の規定のより債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

（６）　債務者が死亡し、その相続人全員が相続放棄したとき又は限定承認をしたときにおいてその清算手続が終了したとき。

第５章　管理

（給水装置の検査等）

第３０条　町長は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第３１条　町長は、給水装置の構造及び材質が令第５条に定める基準に適合しないときは、給水の申込みを拒み、又は使用中の給水装置の構造及び材質が同条に定める基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間、給水を停止することができる。

２　町長は、給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第１６条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（給水の停止）

第３２条　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合、使用者に対しその理由の継続する間、給水を停止することができる。

（１）　使用者が、第１０条の工事費、第１７条第３項の修繕費、第２３条第１項の使用料、第２７条の手数料又は第２８条の加入金を指定期限内に納入しない場合

（２）　使用者が、正当な理由なく第２３条第１項のメーターの検針又は第３０条の給水装置の検査を拒み、又は妨げた場合

（３）　給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用した場合

（４）　第７条の承認を受けないで給水装置の新設、改造又は修繕工事を施行し、かつ、町長の指示する措置をしない場合

（５）　その他町長において必要があると認めた場合

（給水装置の切離し）

第３３条　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があるときは、給水装置を切り離すことができる。

（１）　水道使用者等が６０日以上所在不明であり、かつ、当該給水装置により給水を受ける者がないとき。

（２）　給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認められるとき。

（立入検査）

第３４条　町長は、当該職員として使用者の土地に立ち入り、給水設備を検査させることができる。

（過料）

第３５条　町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し５万円以下の過料を科する。

（１）　この条例に定める使用料、手数料又は加入金の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

（２）　第７条の承認を受けないで給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去した者

（３）　正当な理由なく第１９条のメーター設置、第２３条第２項のメーターの検針、第３０条の給水装置の検査又は第３２条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

（４）　第１７条の給水装置の管理義務を著しく怠った者

（料金を免れた者に対する過料）

第３６条　町長は、詐欺その他の行為によりこの条例に定める使用料、手数料、加入金又は工事費等の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料を科する。

第６章　貯水槽水道

（指導等）

第３７条　町長は、貯水槽水道（法第１４条第２項第５号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し、必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

２　町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（設置者の責務）

第３８条　貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第３条第７項に定める簡易専用水道をいう。）の設置者は、法第３４条の２の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

２　前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第６章の２　水道の布設工事及び管理

（布設工事監督者を配置する工事）

第３９条　法第１２条第１項の条例で定める水道の布設工事は、法第３条第１０項に規定する水道の布設工事とする。

（布設工事監督者の資格）

第４０条　法第１２条第２項の条例で定める資格は、令第４条第１項に規定する資格とする。

（水道技術管理者の資格）

第４１条　法第１９条第３項の条例で定める資格は、令第６条第１項に規定する資格とする。

第７章　補則

（委任）

第４２条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１８年３月３日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の大飯町簡易水道事業等給水条例（昭和５９年大飯町条例第１１号）又は名田庄村給水条例（平成１０年名田庄村条例第３号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

３　この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成２０年９月２４日条例第２９号）

改正　平成２６年２月４日条例第１号

（施行期日）

１　この条例は、平成２１年４月６日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までの使用に係る使用料については、改正後のおおい町簡易水道事業等給水条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２１年３月２４日条例第１１号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（おおい町簡易水道事業等給水条例の一部を改正する条例の一部改正）

２　おおい町簡易水道事業等給水条例の一部を改正する条例（平成２０年おおい町条例第２９号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成２４年１２月２０日条例第２７号）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年２月４日条例第１号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（簡易水道事業等加入金に関する経過措置）

５　第４条の規定による改正後のおおい町簡易水道事業等給水条例第２８条の規定は、施行日以後の新設又は改造に係る加入金について適用し、施行日前の新設又は改造に係る加入金については、なお従前の例による。

（簡易水道事業等給水使用料に関する経過措置）

６　第５条の規定による改正後のおおい町簡易水道事業等給水条例の一部を改正する条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している給水の使用料で、施行日から平成２６年４月３０日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した使用料については、なお従前の例による。

別表第１（第３条関係）

施設の区分	給水区域
大島地区簡易水道	大島

本郷地区簡易水道	本郷、尾内、長井、小堀、山田、芝崎、野尻、成和、岡田、成海
佐分利地区簡易水道	川上、三森、久保、安川、福谷、石山、佐畑、小車田、鹿野、笹谷、岡安、神崎、広岡、万願寺、父子
名田庄東中部地区簡易水道	名田庄井上、名田庄西谷、名田庄中、名田庄下、名田庄小倉、名田庄堂本、名田庄久坂、名田庄挙野、名田庄虫鹿野、名田庄小倉畑、名田庄三重
名田庄西部地区簡易水道	名田庄納田終、名田庄口坂本、名田庄奥坂本（蛇頭、虫野）
犬見地区飲料水供給施設	犬見
大滝地区飲料水供給施設	名田庄奥坂本（大滝）
槇谷地区飲料水供給施設	名田庄槇谷
木谷地区飲料水供給施設	名田庄木谷

別表第２（第２３条関係）

料率／用途	基本料金（１月につき）		超過料金	
	基本水量	料金	超過水量	料金
家事用	使用水量１０ｍ^{3}まで	１，０００円	基本水量を超える１ｍ^{3}につき	１００円
営業用	同	１，２００円	同	１１０円
官公署用	同	１，５００円	同	１５０円

備考

１　家事用とは、営業用及び官公署用以外の用に水道を使用する場合をいう。

２　営業用とは、料理店、飲食店、娯楽場等の営業の用に水道を使用する場合をいう。

３　官公署用とは、官公署が自ら管理する官公署施設で水道を使用する場合をいう。

別表第３（第２７条関係）

種別	金額
工事設計手数料	１件につき　５００円
給水装置工事事業者指定手数料	１件につき　１０，０００円
設計審査手数料	１件につき　１，０００円
工事検査手数料	１件につき　２００円
給水装置構造等確認手数料	１件につき　１，２００円

別表第４（第２８条関係）

口径	加入金の額	
	新設	改造
２０mmまで	４０，０００円	新口径と旧口径の加入金の差額
２５mm	８０，０００円	
３０mm	１３０，０００円	
４０mm	３００，０００円	
５０mm	５００，０００円	